

平成27年度保育料改正案について(幼稚園)

階層(国の基準)	国基準額	H26 年度	H27 年度案	
			経過措置児童	新入園児
1	生活保護世帯 0	5,000 (5,000)	0 0	0 0
2	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税 世帯含む) 9,100 (4,550)	5,000 (5,000)	5,500 (2,750)	6,000 (3,000)
3	市民税所得割課税額 77,100円以下 16,100 (8,050)	5,000 (5,000)	5,500 (2,750)	6,000 (3,000)
4	市民税所得割課税額 211,200円以下 20,500 (10,250)	5,000 (5,000)	5,500 (2,750)	6,000 (3,000)
5	市民税所得割課税額 211,201円以上 25,700 (12,850)	5,000 (5,000)	5,500 (2,750)	6,000 (3,000)
第3子以降		0	5,000	0
入園料		徴収しない	6,000	0
備考		※階層1及び2については、 申請により免除	階層2については、申請により免除	

() 内は第2子の金額 (H27年度から半額を設定)

※8月の長期休業期間も徴収

※給食費は、別途月額3,700円(平均額)徴収(実費徴収)

※経過措置児童とは、H26年度に入園し、既に入園料を支払っているもの

【多子世帯軽減制度を実施】

■制度の概要…国の制度であり、小学校3年生以下を対象とし、幼稚園児が第2子以降の場合、保育料が軽減される。

第2子 半額

第3子 無料